

介護医療院 整備事業者公募概要【R8公募】

第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画・認知症施策推進計画に定める整備目標に沿って、整備事業者を募集します。

今回の募集の応募が年間選定数に満たなかった場合には追加で募集を行う場合があります、追加募集を行う場合には市ホームページにて公表します。

募集区分	民有地活用	
施設種別	介護医療院の創設（Ⅰ・Ⅱ型）	既存施設から介護医療院への転換（Ⅰ・Ⅱ型）
	ユニット型個室での整備を優先しますが、従来型個室・従来型多床室での整備も可能です。なお、従来型多床室での整備とする場合には入居者のプライバシーに配慮した環境を整備してください。	ユニット型個室・従来型個室・従来型多床室いずれの種別でも整備可能です。なお、従来型多床室からの転換の場合には、入居者のプライバシーに配慮した環境を整備してください。
整備年度	9年度 設計 10年度 着工・出来高60% 11年度 しゅん工・開所	施設改修の規模に応じて、整備期間は異なることが想定されますが、令和10年4月までに開所できるよう計画をお願いします。
募集規模	創設と転換を合わせて年間1～2施設程度(選定数は増減する可能性があります。)	
対象者	介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第3項第1号の規定のとおり、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、その他厚生労働大臣が定める者（新規設立法人も含む）とします。	
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 応募にあたっては「介護医療院 建設の手引き」を必ず確認してください。 2 整備区域については、横浜市内全区を募集対象とします。 3 計画策定にあたり必要な法令及び基準に遵守した計画かどうか、事前に関係課へ必ず確認をするようにしてください。 4 以下の区域が整備区域に含まれる場合には、応募不可となります。詳しくは建設の手引きをご確認ください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害レッドゾーン：土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域 (2) 災害イエローゾーン：土砂災害警戒区域、浸水深1メートル以上の浸水想定区域 5 市街化調整区域に建設する場合の条件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 横浜市開発審査会提案基準（第20号）に該当することが必要です。 (2) 事業計画によっては、横浜市土地利用総合調整会議に付議する必要がありますので、下記問合せ先へ要否を確認してください。 【横浜市土地利用総合調整会議の問合せ先】 建築局企画課 電話：045(671)3655、FAX：045(664)7707 6 人工透析治療が必要な入居者の受入れを条件とします。 7 医療的ケアが必要なことを理由に特別養護老人ホームへの入所を長期間待機されている方を、高齢者施設・住まいの相談センターを通じて紹介しますので、創設の場合は介護医療院の定員の5割以上、転換の場合は定員の1割以上を、開設から1年以内に受入れることを目標として取り組んでいただきます。なお、高齢者施設・住まいの相談センターから紹介された方が入所に至ったかどうかについては、市において継続的に確認を行います。 	
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 整備に関する業者選定及び契約手続き等については、「民間社会福祉施設整備等に係る契約指導要綱」、「契約の手引き」及び「建設の手引き」に基づき行うことを条件とします。 2 選定後であっても、横浜市補助金が予算化されない場合は、事業の遅れや、当初予定された補助制度の内容や金額に変更が生じる場合があります。 3 当初想定し得ない事情により、事業継続が困難となった場合、選定を取り消す場合があります。 	
事前相談	事業計画書の提出前に必ず健康福祉局高齢施設課と事前相談を行ってください。	
応募方法	「介護医療院建設の手引き」及び「介護医療院建設事業計画書」により必要書類を正副2部作成し、紙媒体で持参してください。また、同様の内容のデータも提出してください。 <締切>令和8年6月30日(火) 15:00(厳守) ※ 締切後の提出や添付書類に不備のある事業計画書は受け付けません。	
連絡先	横浜市中央区本町6丁目50番地の10 横浜市健康福祉局高齢施設課施設整備係 電話：045(671)4119 FAX：045(641)6408 Eメール：kf-tokuyouseibi@city.yokohama.lg.jp	